

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
氷川町	宮原地区 (柗、早尾、今、町、東上宮、桜ヶ丘、 西上宮・下宮・宮園、新村、立神、川 上、有佐、原田)	令和3年10月4日	令和5年1月5日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	381ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	246ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	92ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	5ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	59ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	6ha
(備考)	

注1:③の「才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2. 対象地区の課題

- ・農業者の高齢化や担い手不足。
- ・耕作放棄地の増加。
- ・有害鳥獣による農作物被害の増加。
- ・農業用水の整備不足。
- ・農作業用道路の整備不足。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

柗地区の農地利用は、中心経営体である農業法人1法人、認定農業者3経営体、中心経営体以外の地区内の担い手が担うほか、地区外の担い手の受け入れを促進することで対応する。

早尾地区の農地利用は、中心経営体である農業法人1法人、中心経営体以外の地区内の担い手が担うほか、地区外の担い手の受け入れを促進することで対応する。

今地区の農地利用は、中心経営体である認定農業者1経営体、中心経営体以外の地区内の担い手が担うほか、地区外の担い手の受け入れを促進することで対応する。

町地区の農地利用は、中心経営体である認定農業者1経営体、中心経営体以外の地区内の担い手が担うほか、地区外の担い手の受け入れを促進することで対応する。

東上宮地区の農地利用は、中心経営体となる経営体がないため、地区外の担い手の受け入れを促進することで対応する。

桜ヶ丘地区の農地利用は、中心経営体となる経営体がないため、地区外の担い手の受け入れを促進することで対応する。

西上宮・下宮・宮園地区の農地利用は、中心経営体である認定農業者1経営体、認定新規就農者2経営体、中心経営体以外の地区内の担い手が担うほか、地区外の担い手の受け入れを促進することで対応する。

新村地区の農地利用は、中心経営体となる経営体がないため、地区外の担い手の受け入れを促進することで対応する。

立神地区の農地利用は、中心経営体である認定農業者等3経営体、認定新規就農者1経営体、中心経営体以外の地区内の担い手が担うほか、地区外の担い手の受け入れを促進することで対応する。
川上地区の農地利用は、中心経営体である認定農業者等3経営体、認定新規就農者1経営体、中心経営体以外の地区内の担い手が担うほか、地区外の担い手の受け入れを促進することで対応する。
有佐地区の農地利用は、中心経営体である認定農業者等9経営体、中心経営体以外の地区内の担い手が担うほか、地区外の担い手の受け入れを促進することで対応する。
原田地区の農地利用は、中心経営体である認定農業者等9経営体、中心経営体以外の地区内の担い手が担うほか、地区外の担い手の受け入れを促進することで対応する。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象者となる法人や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4. 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>○農地の貸付け等の意向及び農地中間管理機構の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付や売買の意向が確認された農地は、668筆、553,526㎡となっているが、引受意向は70,000㎡となっており、農地の受け手不足が明らかとなっている。このことから離農や規模縮小等の農業者の情報を地区、行政機関で共有し、農地中間管理機構を活用した中心経営体や地区内外の担い手への集積に取り組む。 ・農地バンクを活用した農地については、農作業の効率化や経費削減等を実現するための圃場の集約化に取り組む。
<p>○基盤整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業用水を適切に確保するための基盤整備に取り組む。 ・農作業の効率化や生産性向上のため、平坦地の圃場の大区画化や山間地の圃場の作業道整備等の基盤整備に取り組む。
<p>○担い手育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定新規就農者等の育成・支援に取り組む。 ・離農者から中心経営体や地区内の担い手への経営継承につながるよう取り組む。
<p>○集落営農法人</p> <p>農地の受け手、農作業の受託組織としての集落営農法人の設立に取り組む。</p>